

# 京都議定書第二約束期間の規則に 関する合意

排出クレジットに関する会計・税務論点調査研究委員会  
(2013年3月5日)

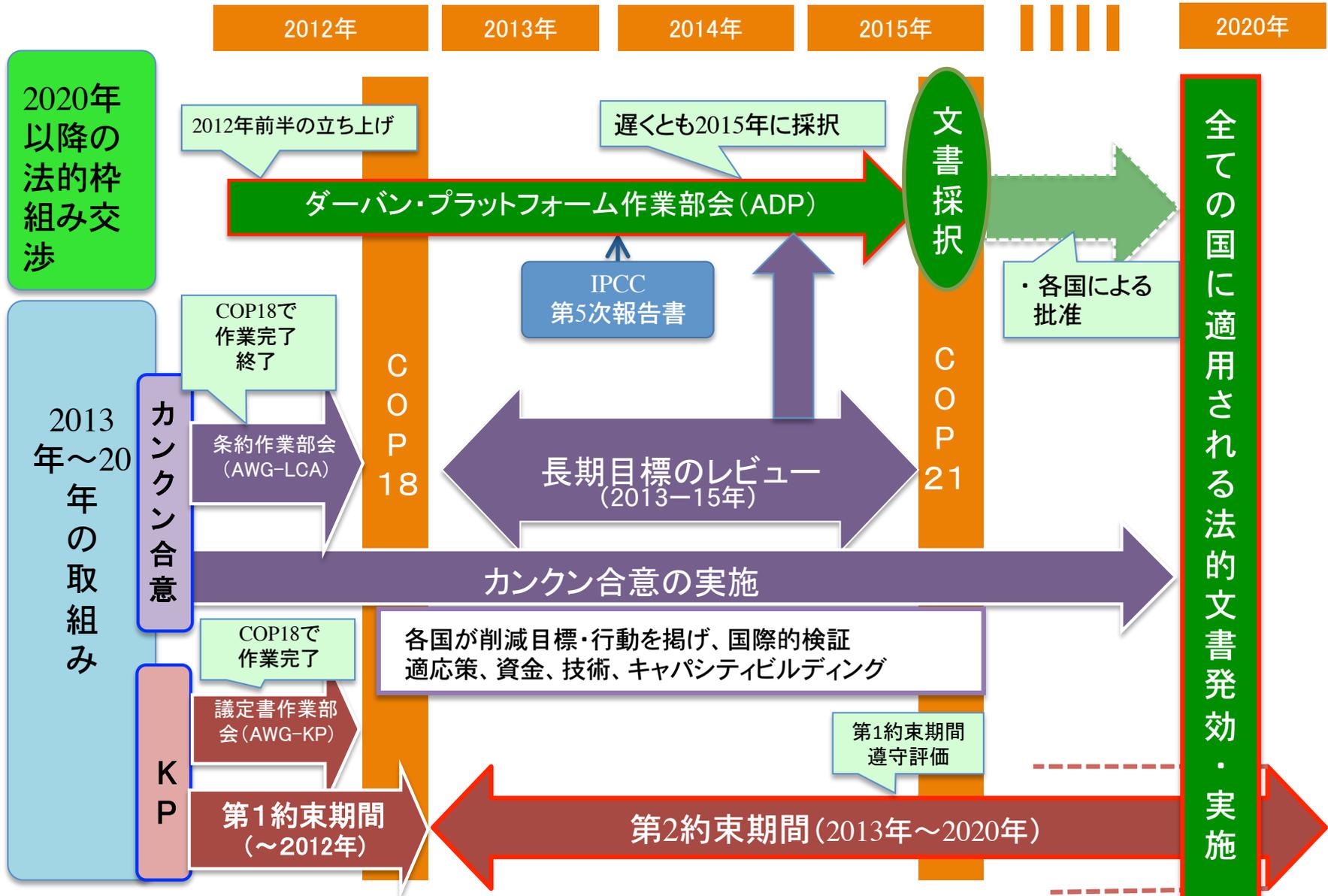
高村 ゆかり(名古屋大学)

E-mail: [takamura.yukari@g.mbox.nagoya-u.ac.jp](mailto:takamura.yukari@g.mbox.nagoya-u.ac.jp)

# これまでの温暖化交渉の進展

- 1988年 IPCC(気候変動に関する政府間パネル)設置
- **1992年 国連気候変動枠組条約採択(1994年発効)**
- 1995年 第1回締約国会議(COP1):ベルリンマンデート
- **1997年 COP3(京都会議):京都議定書採択**
- 2000年 COP6:京都議定書実施規則案に合意できず
- 2001年3月 米国の離脱表明
- **2001年10-11月 COP7:マラケシュ合意採択**
- 2005年2月 京都議定書発効
- 2005年11-12月COP11・COP/MOP1(モンリオール会議)
- **2007年12月 COP13・COP/MOP3(バリ会議)**
- **2009年12月 COP15・COP/MOP5(コペンハーゲン会議)**
- **2010年11-12月 COP16・COP/MOP6(カンクン会議)**
- **2011年11-12月 COP17・COP/MOP7(ダーバン会議)**
- 2012年11-12月 COP18・COP/MOP8(ドーハ会議)
- 2013年11月 COP19・COP/MOP9(ワルシャワ会議)

# 2020年新たな法的文書実施までの道のり



# COP18の合意: 京都議定書改正(1)

- 第二約束期間の目標を定める議定書改正
  - 第二約束期間は2013年から2020年 (Art. 3.1 bis)
  - 全体で、1990年比少なくとも18%削減 (Art. 3.1 bis)
  - EU27(80)、クロアチア(80)、アイスランド(80)、オーストラリア(99.5)、ノルウェー(84)、スイス(84.2)、モナコ(78)、リヒテンシュタイン(84)、ベラルーシ\*(88)、カザフスタン\*(95)、ウクライナ(76) (附属書B)
  - NF3(三フッ化窒素)を新たなガスとして追加
    - HFC245fa、HFC365mfcなど、HFC、PFCについてはIPCC第4次報告書に記載されているガスも追加(ただし条件つき)

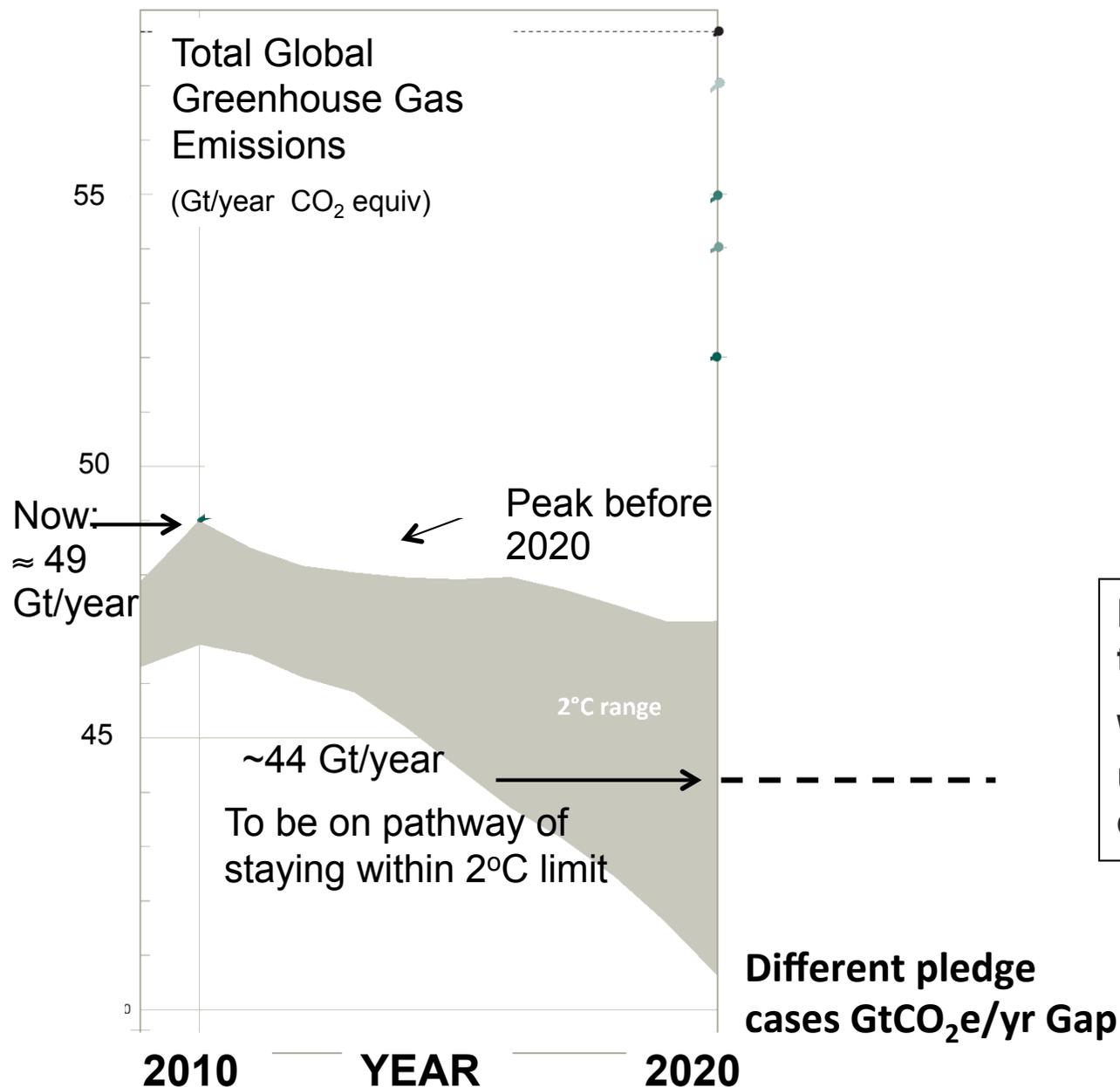
# COP18の合意: 京都議定書改正(2)

- **野心度引き上げ(=調整)メカニズム**
  - 附属書I締約国は、自らの数値目標の引き上げを提案でき、4分の3をこえる締約国が反対しない限りCOP/MOPが採択。採択の通報の翌年1月1日に効力発生(Art. 3.1 ter and quater)
  - 調整が効力を発生したら、目標引き上げに相当する割当量の計算を調整するか、割当量を取消口座に移転(CMP決定、para. 8)
  - **遅くとも2014年までに、附属書I締約国は、自らの数値目標を再検討**することを決定(CMP決定、para. 7)
  - 2014年4月30日までに数値目標引き上げの意思などの情報を提出。ハイレベル閣僚級ラウンドテーブルで検討し、COP/MOP10(2014年)で検討(CMP決定、para. 9)
- 前の約束期間の最初の3年間(2008-2010年)の年平均排出量 $\times 8 <$  第二約束期間の割当量 の場合、差分の割当量を取消口座に移転(Art. 3.7 ter)
  - **Hot airを減らす措置**
  - **参加国を減らすか?**

# COP18の合意: 京都議定書改正(3)

- 第一約束期間の**余剰排出枠**
  - 第二約束期間に目標を設定する各附属書I締約国は、**前約束期間余剰排出枠リザーブを設置**(CMP決定、para. 23)
  - 第二約束期間に目標を設定する各附属書I締約国は、排出量が排出枠よりも少なかった場合、その差分(=余剰排出枠)を次の約束期間に繰越できる(CMP決定、para. 24)
    - 余ったERUsまたはCERsは、それぞれ、**第一約束期間の割当量の2.5%まで**第二約束期間に繰越ができる
    - 余ったAAUは、無制限で繰り越しできるが、前約束期間余剰リザーブ口座に移転される。**第2約束期間の排出量はその割当量を超**える場合に、**第二約束期間の目標達成のために、追加期間中**にのみ利用できる(CMP決定、para. 25)
    - 余ったAAUは、**前約束期間余剰リザーブ口座間で移転・獲得**できる。ただし、**第一約束期間の割当量の2%まで**(CMP決定、para. 26)
    - **余剰AAUを購入しない/目標達成に利用しない**との主要先進国の政治宣言

# Is there a gap -- between what we are aiming for and where we are headed in 2020?



**Under Business-as-Usual**  
Gap = 14 GtCO<sub>2</sub>e/yr

**Under different cases of country pledges:**  
Gap = 8 – 13 GtCO<sub>2</sub>e/yr

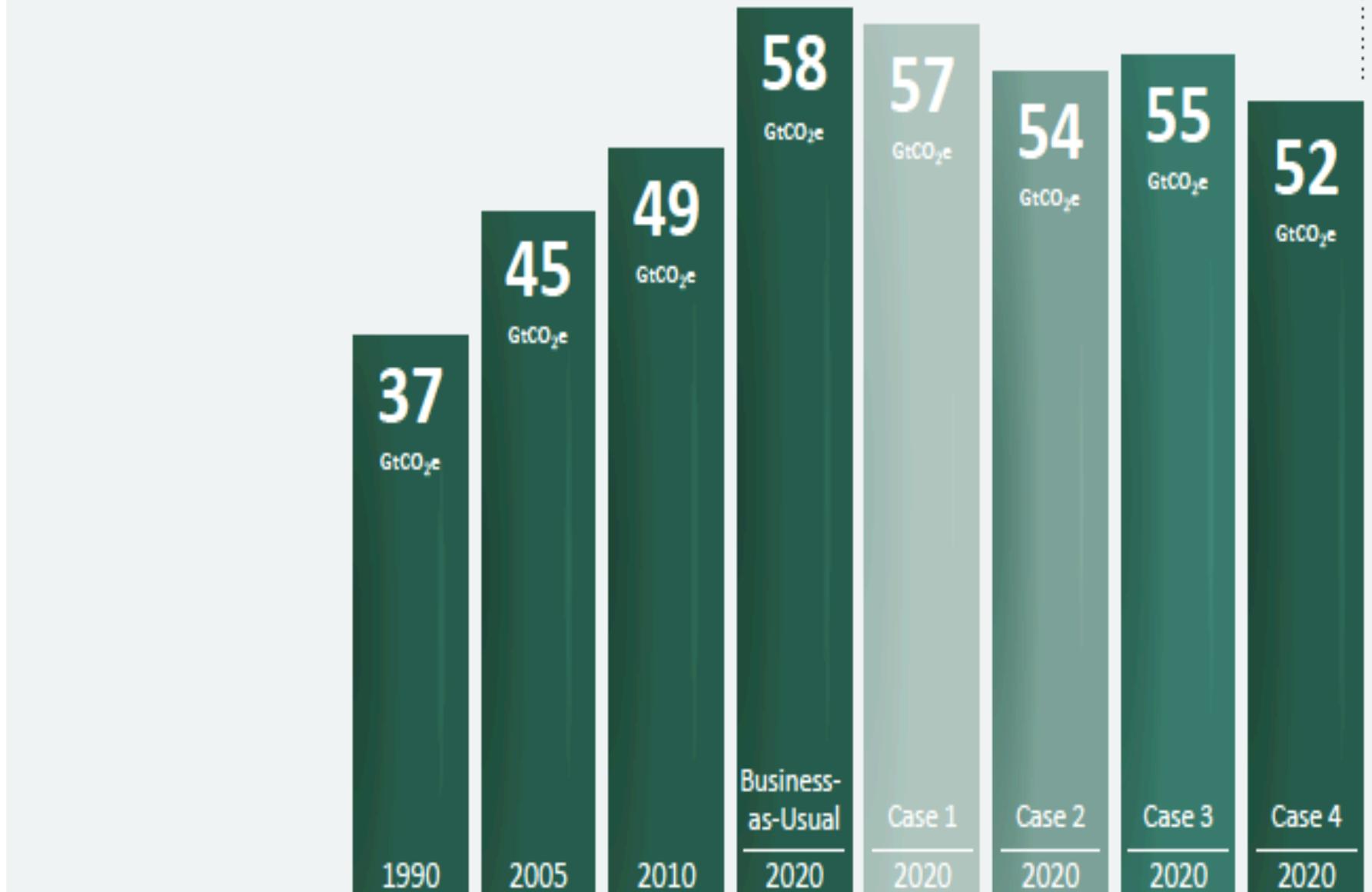
**Under the most ambitious case:**  
Gap = 8 GtCO<sub>2</sub>e/yr

**Pledges not enough to meet the 2°C climate target**

**We cannot wait until 2020 to begin stringent emission reductions.**

# Estimated global emissions

pledges made



Source: UNEP (2012)

# COP18の合意: 京都議定書改正(4)

- 京都メカニズム(1)

- 非附属書I締約国(=途上国)は第二約束期間にも継続中のCDM事業及び2012年12月末以降に登録されるCDM事業に引き続き参加できる(CMP決定、para. 12)
- 附属書I締約国は、2013年1月1日以降も、継続中のCDM事業及び2012年12月末以降に登録されるCDM事業に引き続き参加できるが、第二約束期間の削減目標を設定する締約国のみがCERsを獲得、移転できる(CMP決定、para .13)

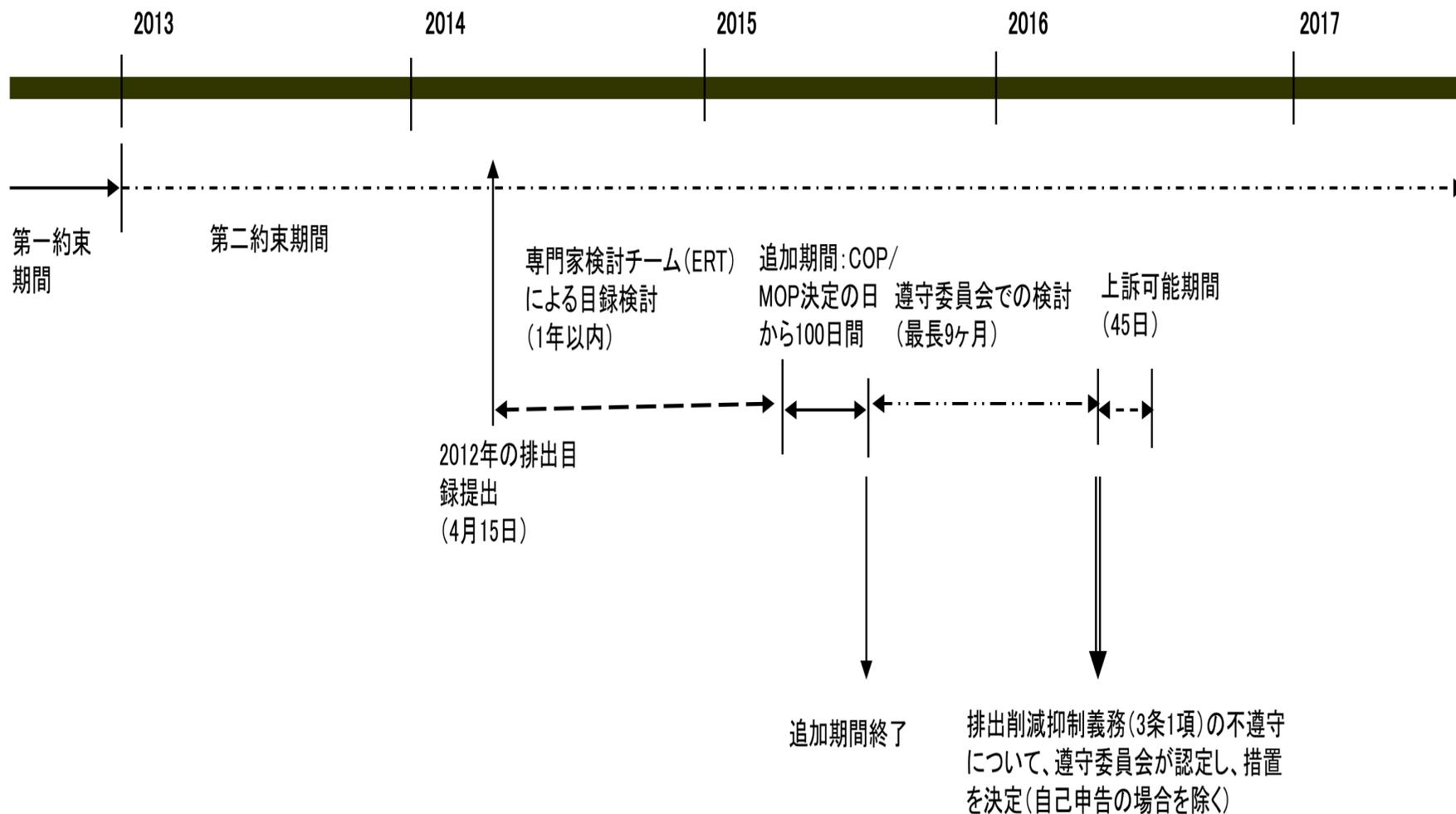
# COP18の合意: 京都議定書改正(5)

- 京都メカニズム(2)
  - 共同実施、排出量取引は、第二約束期間の削減目標を設定する国のみ(CMP決定、para. 12)
  - 改正が発効する前から京都メカニズム利用に支障ができないよう、利用資格条件、約束期間リザーブなどの規定の適用についても決定(CMP決定、para. 15、17-19)

# 2013年以降の京都メカニズム(1)

- **事業者の利用資格は、事業者が認可される国の利用資格と連動**
  - 日本利用資格の制限は、日本によって認可される事業者の利用資格を制限する
  - 日本法人かどうかは関係がない
- **第二約束期間に削減目標を設定しない締約国は**
  - **第一約束期間の排出枠(シリアルナンバーに明記)については、追加期間が終了する2015年半ば頃まで制限なく取引が可能**
  - **第一約束期間の削減目標に使用しなかった余剰排出枠は繰り越してできない**
  - **2013年1月1日以降、第二約束期間に有効な排出枠の移転・獲得はできない = 共同実施、排出量取引は利用できない**

# 第一約束期間後の手続の流れ



# 2013年以降のCDMへの「参加」

CDM「参加」局面	可否
日本から認可された事業者がCDM事業の事業参加者となる	○
CDM理事会が発行したCDMの排出枠を日本の登録簿の口座で受け取る(原初取得)	○
日本の登録簿の口座から日本の登録簿の口座にCDMの排出枠を獲得・移転	(○)
日本以外の登録簿の口座から日本の登録簿の口座にCDMの排出枠を獲得	×
日本の登録簿の口座から日本以外の登録簿の口座にCDMの排出枠を移転	×
CDMの排出枠を目標達成に利用	日本の2020年目標の達成に使えるかは、国際的な評価と検討(IAR)における遵守評価次第。事業者が自らの目標達成に使えるかは国の政策による

# 2013年以降の京都メカニズム(2)

- すでに2012年末までに始めているCDM事業はどうか？
- これからCDM事業を開始できる？
- これらのCDM事業から排出枠は獲得できる？
- すでに獲得して口座に保有している排出枠はどうか？
- 2013年以降排出枠は取引、売却できる？
- 第二約束期間に数値目標を設定する国の口座を設けたらどうか

# 2013年以降の京都メカニズム(3)

- 日本の2020年目標達成に使える？
  - 京都メカニズムの排出枠、その他の市場メカニズムの排出枠も報告可能。ただし、その評価に関する締約国の立場を害しない(=国際的検討と評価の際にどのように評価されるかは予断しない)
  - 日本の政治宣言
    - “The Government of Japan will not purchase AAUs carried over from the first commitment period.”
- 2013年以降、例えば、自主行動計画の目標達成に使える？
  - 日本の2013年以降の国内政策いかん
  - 第一約束期間の余剰排出枠の扱い

# COP18の合意: 京都議定書改正(6)

- Share of proceeds
  - 適応基金の資金源となるShare of proceedsについて、**CDM事業から発行される排出枠2%**が引き続きそれに使われる(CMP決定、para. 20)
  - **AAUsの最初の国際的移転の際と、ERUsの発行の際に、排出枠の2%分**が適応基金の資金源となる(CMP決定、para. 21)
  - 後発途上国におけるCDM事業については、引き続き徴収対象とならない(CMP決定、para. 22)

# 京都議定書第一約束期間との違い

	京都議定書第一約束期間 (2008-12年)	カンクン合意に基づく国際枠組み (2020年まで)
削減目標の 法的拘束性	・削減目標に法的拘束力あり	・削減目標の履行を政治的に約束
削減目標設 定の方法	・各国の数値目標の水準は、 <b>国家間の交渉で決定</b>	・各国の数値目標の水準は <b>各国が自主的に設定</b> 。削減目標の内容について国際的に説明
目標達成手 段(アカウン ティング)の ルール	・京都メカニズム、森林等吸収源などのルールを国際的に明確に定める	・目標達成に、 <b>市場メカニズムが(どれほど)利用できるかなどなお曖昧さ</b> 。今後の交渉による
報告・審査、 遵守評価の アプローチ	・毎年排出量を報告、審査を受ける。約束期間終了後、国が保有する排出枠の量と比べて目標の達成を評価する	・毎年排出量を報告、審査を受ける。加えて、2年に一度、 <b>目標達成に向けた施策、その効果などを報告し、国際的審査を受ける</b>
不遵守に対 する措置	・遵守手続の下で定められた、次期約束期間での未達分の達成などの措置をかされる	・ <b>不遵守に対する措置は今の時点では予定されていない</b> 。今後の交渉による

# REDDプラス

- 途上国における森林減少等からの排出削減策（REDDプラス）
  - 3つのフェーズ（カンクン合意、para. 73）
    - 第1フェーズ：国家戦略または行動計画、政策と措置の策定と能力構築の段階
    - 第2フェーズ：その実施の段階
    - 第3フェーズ：十分にMRVされた結果ベースの行動
  - 市場メカニズムの利用を認めるかをはじめ、資金支援のあり方について合意がまとまらず
    - 2013年に結果ベースの資金供与に関する作業計画（COP18）

# 市場メカニズム(1)

- **多様なアプローチの枠組み**
  - 締約国は、多様なアプローチを発展させ、実施することができること、現実の、恒久的、追加的かつ検証された削減結果をもたらし、ダブルカウティングを回避し、排出の純削減をもたらす基準を満たすものであることを確認(COP決定、para. 41-42)
  - SBSTAがこうした**枠組みを作成するための作業計画を実施し、COP19に決定案を勧告**(COP決定、para. 44)
  - 同じくSBSTAが市場ベースでないアプローチを作成する作業計画を実施し、COP19に決定案を勧告(同、para. 47)

# 市場メカニズム(2)

- **新たな市場メカニズム**
  - SBSTAが**メカニズムの方法と手続を作成するための作業計画を実施し、COP19に決定案を勧告**  
(COP決定、para. 50)
  - 2013年3月25日までに意見を提出(同、para. 52)

# 合意の評価(1)

- 京都議定書第二約束期間の目標を定める改正採択＝京都議定書の制度は2013年以降も引き続き運用
  - ホット・エア、余剰排出枠などの懸念事項に対処
    - 2020年以降の余剰排出枠
  - 第二約束期間の目標の対象となる国は30数カ国だが、対象となる排出量は相対的に小さく(世界の排出量の約15%に)なる

# 合意の評価(2)

- 2013年以降の市場メカニズム
  - 京都メカニズムの利用制限の影響
    - 2020年目標達成手段のオプション制約の可能性
      - 原初取得に限られることで利用可能となる排出枠の量は小さくなる。排出枠価格は高くなるおそれ
      - これは事業者が目標達成に利用しようと思う場合も同様
    - 排出枠ビジネスへの影響
  - 枠組条約の下での市場メカニズム
    - ルール構築の方向で動いていることは明確だが、なお時間がかかりそう

# 炭素市場の行方 - 2008-12年の需給

Potential Demand from Industrialized Countries (MtCO <sub>2</sub> e)		Potential Supplies (MtCO <sub>2</sub> e)		
Country or entity	Kyoto assets demand	Official target*		
<b>EU</b>	<b>1,065</b>	<b>Potential GIS</b>	<b>&gt;1,500</b>	
<i>Government (EU-15)</i>	315	Ukraine	500-700	
<i>Private sector (EU ETS)</i>	750	Russian Federation	200	
		Czech Republic	120	
		Other EU-10	600	
<b>Japan</b>	<b>300</b>			
<i>Government of Japan</i>	100			
<i>Japanese private sector</i>	200			
<b>Rest of Annex B</b>	<b>27</b>	<b>CDM &amp; JI</b>	<b>1,366</b>	<b>range: 1,238-1,487</b>
<i>Government</i>	22	CDM	1,152	1,024-1,287
<i>Private sector</i>	5	JI	214	200-250
<b>TOTAL</b>	<b>1,392</b>			
<i>Government</i>	437			
<i>Private Sector</i>	955			

\*: These numbers correspond to the amounts of AAUs governments intend to sell. They are much lower than the whole amount of excess AAUs, now estimated at more than 10 billion tCO<sub>2</sub>e over the first commitment period, with Russia accounting for half, Ukraine one-quarter, and Poland one-fifth.

Source: Carbon Finance at the World Bank, 2011

# 炭素市場の行方 – 2013年以降の需要

Country (group of)	Scenario 1: Enacted and proposed initiatives, unconditional pledges		Scenario 2: Enacted and proposed initiatives, higher pledges		Scenario 3: ETS in major Annex I countries, higher end of Copenhagen Accord pledges*
	Description	Potential demand (MtCO <sub>2</sub> e)	Description	Potential demand (MtCO <sub>2</sub> e)	
EU, as well as Iceland, Liechtenstein and Norway	20 percent below 1990, with differentiation EU ETS and effort sharing	1,750†	30 percent below 1990, with differentiation EU ETS and effort sharing	2,550†	All countries deliver on Copenhagen Pledges resulting in aggregate reductions in Annex I GHG emissions of 17 percent below 1990 levels)
New Zealand	NZ ETS: 10 percent below 1990	77	NZ ETS: 20 percent below 1990	106	
Australia	CPRS (2015): 5 percent below 2000	516	CPRS (2015): 15 percent below 2000	637	
Japan	Between 25 and zero percent below 1990	≤539	25 percent below 1990	539	
Switzerland	20 percent below 1990, with ETS and other measures	28	30 percent below 1990, with ETS and other measures	55	
United States & Canada	No U.S. federal ETS, California and limited WCI, RGGI‡	12	No U.S. federal ETS, with full WCI (incl. California), RGGI‡	24	
<b>TOTAL</b>		<b>2,922</b>		<b>3,911</b>	

\*: Demand under Scenario 3 is only for year 2020, thus not comparable with the first two scenarios.

†: Already accounts for an inflow in the EU ETS of 750 million CERs and ERUs during Phase II.

‡: No significant demand is expected to come from RGGI.

Source: Carbon Finance at the World Bank, 2011 <sup>34</sup>

# 主要国・近隣諸国の動向(1)

- **米国**

- 一般教書演説(2013年2月12日)
  - “I urge this Congress to get together, **pursue a bipartisan, market-based solution to climate change, like the one John McCain and Joe Lieberman** worked on together a few years ago. But if Congress won’t act soon to protect future generations, I will.”
- シェールガス
- EPAによる規制
- **Climate and Clean Air Coalition** to reduce short-lived climate pollutants

# 主要国・近隣諸国の動向(2)

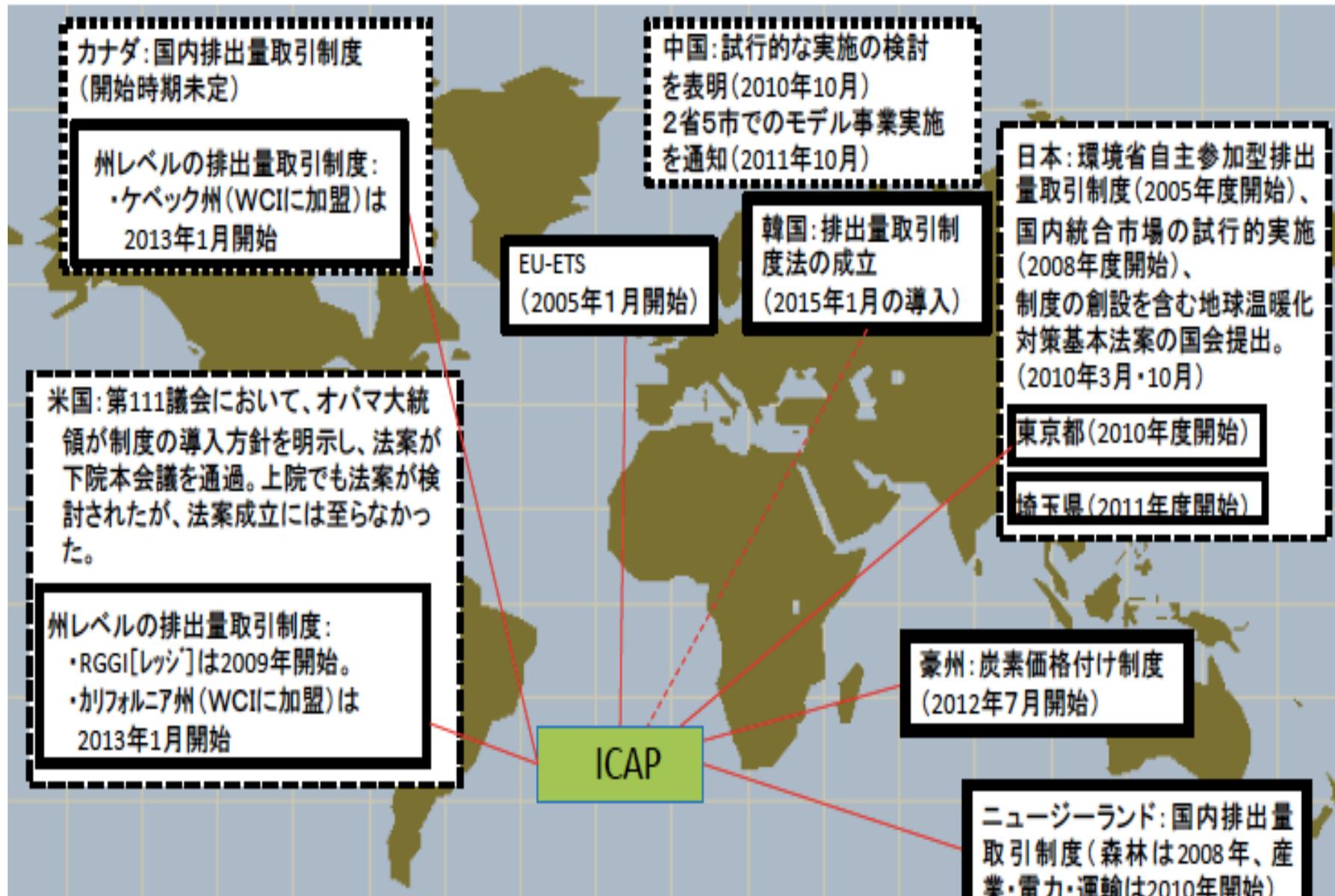
- EU

- 2011年排出量速報値 (EEA)
  - 1990年比17.6%減。国際航空からの排出を含めると1990年比16.2%減
  - CDMなどの排出枠を含めると1990年比20.7%減
- EU域内の第一約束期間の余剰排出枠問題
  - 余剰のERU/CERの繰越可能
- 構造的措置の必要性 (リークされたEU委員会文書 (2012年10月))
  - 30%への目標引き上げ / 余剰排出枠の繰越制限 / 年削減率の早期見直し / 適用範囲の拡大 / 国際クレジットの利用制限 / 入札価格の下限設定を含む価格管理メカニズム
- 2013年以降の国際クレジット利用

# 主要国・近隣諸国の動向(3)

- **アジア地域、太平洋地域での排出量取引制度の導入と連結**
  - オーストラリア
    - 遅くとも2018年7月1日までに完全な双方向の連結を行うとのEU-豪合意(2012年8月27日)。2015年7月1日から完全な連結まで暫定連結
    - 2015年半ばまでに二国間条約を締結する方向
  - 韓国
    - 2012年5月法令採択。国際連結の模索
  - 中国
    - 第12次五カ年計画(2011-2015年): 北京、天津、上海、重慶、深圳、広東省、湖北省でパイロットプログラム
    - 「第13次五カ年計画でさらに拡大し、全国規模に」(NDR C職員へのインタビュー。新華社、2012年12月6日)
  - NZ、台湾も

※太枠は制度実施中又は実施が決定、点線は検討中。



ご静聴ありがとうございました。

高村ゆかり (Yukari TAKAMURA)

e-mail: [takamura.yukari@g.mbox.nagoya-u.ac.jp](mailto:takamura.yukari@g.mbox.nagoya-u.ac.jp)